

生活環境を整えるサービス



生活する環境を整える

自立した生活をするための福祉用具をレンタルする

要介護 1~5 要支援 1~2 ふくし ようぐ たいよ かいご よぼうふくし ようぐ たいよ
福祉用具貸与 (介護予防福祉用具貸与)

次の13種類が貸し出しの対象となり、費用の1～3割が自己負担です。ケアプラン(P.14・15)に組み込まれるので、利用したいときはケアマネジャーに相談しましょう。

要支援1・2の方、要介護1の方は利用できる品目が限られます。

原則、要支援1・2の方、要介護1の方は、①～④のみ、⑬については尿と便の両方を吸引する機能のものは要介護4・5の方のみが利用できます。

要介護4・5の方が利用できる福祉用具

要介護2・3の方が利用できる福祉用具

要支援1・2、要介護1の方が利用できる福祉用具

- | | |
|--|---|
| ① 手すり(工事をとみなさないもの) | ③ 歩行器 |
| ② スロープ(工事をとみなさないもの) | ④ 歩行補助つえ(松葉づえ、多点つえ等) |
| ⑤ 車いす | ⑨ 床ずれ防止用具 |
| ⑥ 車いす付属品(クッション、電動補助装置等) | ⑩ 体位変換器(起き上がり補助装置を含む) |
| ⑦ 特殊寝台 | ⑪ 認知症老人徘徊感知機器(離床センサーを含む) |
| ⑧ 特殊寝台付属品(サイドレール、マットレス、スライディングボード、入浴用でない介助用ベルト等) | ⑫ 移動用リフト(立ち上がり座いす、入浴用リフト、段差解消機、階段移動用リフトを含む) |
| ⑬ 自動排せつ処理装置
(尿のみを自動的に吸引できるものは要支援1・2の方、要介護1～3の方でも利用できます) | |

適正な価格で、福祉用具を利用しましょう。

適正な価格で利用するために下記の点を理解しておきましょう。疑問点は事業者に相談しましょう。

- 商品ごとに貸与価格の全国平均が公表されており、その平均価格をもとに貸与価格の上限額が設定されています。※上限を超えた場合は、保険給付対象外(全額自己負担)となります。
- 事業者には下記①、②が義務付けられています。

① 貸与する商品の機能や価格帯の異なる複数商品を選択肢として示す。
② 貸与する商品の全国平均価格とその事業者の価格を説明する。

一部の福祉用具は貸与と購入を選択できます。

固定用スロープ、歩行器(歩行車を除く)、単点つえ(松葉づえを除く)、多点つえについては、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。

※購入を選択する場合はP.29をご確認ください。

かかった費用の1～3割を自己負担します。
(用具の種類、事業者によって貸し出し料は異なります)



生活する環境を整える

トイレ、入浴関連の福祉用具を買う

要介護 1~5 要支援 1~2 とくてい ふくし ようぐ こうにゅう とくていかい ご よぼうふくし ようぐ こうにゅう
特定福祉用具購入 (特定介護予防福祉用具購入)

下記の福祉用具を指定特定(介護予防)福祉用具販売事業者から購入したときは、費用の7～9割が支給されます。要介護度区分に関係なく上限額は、同一年度に10万円でその1～3割が自己負担です。

- 腰掛便座
- 入浴補助用具
(入浴いす、浴槽用手すり、浴槽内いす、入浴用介助ベルト等)
- 簡易浴槽 ●移動用リフトのつり具の部分(移動用リフト本体は除く)
- 特殊尿器(交換可能部品のみ) ●排せつ予測支援機器
- ★固定用スロープ ★歩行器(歩行車を除く)
- ★単点つえ(松葉づえを除く) ★多点つえ

※★の福祉用具については、福祉用具専門相談員またはケアマネジャーからの提案により、貸与と購入を選択できます。貸与を選択する場合はP.28をご確認ください。

※指定を受けていない事業者から購入した場合は、支給の対象になりません。

年間10万円までが限度で、その1～3割が自己負担です。

費用の支払いについては次の方法があります。

- ①償還払…費用の全額を事業者へ一旦支払い、後から7～9割が長崎市より利用者へ支給されます。購入後に申請が必要です。
- ②受領委任払…費用の1～3割分を事業者へ支払い、7～9割を長崎市より事業者へ直接支払います。購入前と購入後に申請が必要です。長崎市へ受領委任払事業者として登録している事業所に限ります。

申請方法

支給を受ける場合は、購入業者(指定事業者)の福祉用具専門相談員にご相談のうえ、下記の必要書類を介護保険課に提出(郵送可)して、手続きを行ってください。

【償還払の場合】

- 購入後 ①福祉用具購入費支給申請書(振込口座が分かるものを添付) ②領収書(原本)
③委任状(ご本人以外の方の口座に振込される場合)
④福祉用具のパフレットなど福祉用具の概要が分かるもの(コピーでも可)
⑤特定福祉用具販売計画の写し又は納品写真※

【受領委任払の場合】

- 購入前 ①特定福祉用具給付券交付申請書 ②見積書(内訳の分かるもの)
③福祉用具のパフレットなど福祉用具の概要が分かるもの(コピーでも可)

審査後、市からご本人に交付される「特定福祉用具給付券」が届いてから購入してください。

- 購入後 ④福祉用具購入費支給申請書 ⑤領収書(原本)
⑥委任状(事業者への振込となるため) ⑦特定福祉用具給付券
⑧請求書または納品書 ⑨特定福祉用具販売計画の写し又は納品写真※

※納品時に利用者宅で撮影し、被保険者番号、被保険者氏名、品名、撮影日を記載してください。

しくみと加入者

サービス利用の手順

サービスの種類と費用

費用の支払い

地域支援事業

在宅生活支援事業

介護保険料